

新型コロナウイルス感染症に伴う訪問看護（医療）報酬の臨時の措置（令和5年5月8日以降）

①新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、”**特別管理加算（2,500 円）を月1回に限り算定できる**”。なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を**別途月に1回算定**できる。
その場合、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

②新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても”**緊急訪問看護加算（2,650 円）が算定できる**”。

【変更】

③新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、”**長時間訪問看護加算（5,200 円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200 円）を訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる**”。

※同日に複数回訪問した場合、③と④の同日算定が可能。

【新設】

④新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、”**長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の100分の50に相当する点数（2,600 円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる**”。

※訪問看護療養費明細書の「備考」欄に単価と日数、算定した日の記載が必要（書き方任意）。

※同日に複数回訪問した場合、③と④の同日算定が可能。

⑤新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、14日を超えて週4日以上の頻回の訪問看護が一時的に必要な場合であって、同一月に**2回特別訪問看護指示書を交付**され、2回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、週4日以上の訪問看護を実施した場合、訪問看護基本療養費を算定できる。

【廃止】

⑥電話や情報通信機器を用いた訪問看護に係る特例

主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念する等の理由により当該訪問看護ステーションの利用者等からの要望等があり、訪問看護が実施できなかった場合であって、当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、”**訪問看護管理療養費（3,000 円）のみを算定可能とする**”。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨記載すること。

本特例については、**令和5年7月31日をもって終了**する。

〈月間個人予定・実績〉訪問看護（医療保険）ダイアログのコロナ特例加算設定

番号は前ページの特例項目番号に対応します。

訪問看護サービス

令和05年05月	日 月 火 水 木 金 土
30	1 2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12 13
14	15 16 17 18 19 20
21	22 23 24 25 26 27
28	29 30 31 1 2 3
4	5 6 7 8 9 10

○ 情報提供療養費 詳細 ○ ターミナルケア療養費 詳細 ○ 退院支援指指導加算
○ 緊急訪問看護加算 詳細 ○ 精神科緊急訪問看護加算 詳細 ○ 管理療養費(特例) ⑥

基本療養費

療養区分 基本療養費(I)
資格者区分 正看護師等
提供時間 10:00 ~ 11:00 【60分未満】
 難病等複数回訪問加算
 緊急訪問看護加算 ② 寺間加算
 乳幼児加算
 複数名訪問看護加算
 精神科複数回訪問加算
 長時間訪問看護加算100分の50(特例)
 長時間訪問看護加算100分の100(特例)
 長時間訪問看護加算100分の300(特例)(~令和5年6月7日) ③

管理療養費

24時間対応体制加算
 特別管理加算 (□ 重症度等の高い患者) ① 特別管理加算(特例)
 在宅患者連携指導加算 看護・介護職員連携強化加算
 退院時共同指導加算(□ 月2回) 特別管理指導加算
 在宅患者緊急時カンファレンス加算 退院支援指導加算(□ 長時間)
精神科重症患者支援管理連携加算 ◎なし ○イ ○ロ
専門管理加算 ◎なし
 イ
 ロ
手順書交付年月日 年 月 日
直近見直し年月日 年 月 日
機能強化型 ◎なし ○機能強化型1 ○機能強化型2 ○機能強化型3
 管理療養費はすべて2回以上で算定

削除 OK キャンセル

訪問看護療養費明細書の「備考」欄記載例

長時間訪問看護加算(特例)を算定する場合、訪問看護療養費明細書の「備考」欄に補足事項の記載が必要です。複数の特例を算定した場合の記載項目について、厚生労働省に疑義照会中です。

確実などころは国保連など各審査機関にて確認ください。

ここでは記載項目の最大公約数である単価、日数、算定期日を記載した一例を示します。

《実績管理》〈月間個人実績〉[明細] 療養費明細書情報画面右下の「備考」に入力します。
全角のみで76文字、半角も使うとそれ以上入力可能です。改行できますが療養費明細書のスペースが狭いため2行のみ記載します。記載事項が多い場合は内容を簡素化するなど調整して入力してください。

前月から跨る特別指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日
前月から跨る精神特別指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日

負担金額(様式四「負担金額」欄に記載されます)

一部負担金 円 公費負担分 円 公費負担額編集
※公費負担分は、一部負担金の一部を公費負担医療が給付する場合に設定してください

備考 長時間訪問看護加算(特例) 2,600円 2日(5/15、17)、5,200円 1日(5/20) ④

※負担額減額認定証等で「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」の場合で高額療養費の現物給付があった場合、備考欄にそれぞれ「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」と入力してください

全クリア OK キャンセル

専門の研修	基本療養費 I・II	1 締和ケア	2 癒瘉ケア	3 人工肛門・人工膀胱ケア	金公 ① *	円
	専門管理 加算	1 締和ケア	2 癒瘉ケア	3 人工肛門・人工膀胱ケア	金公 ② *	円
		4 特定行為 ()				
	手順書交付 年月日		直近見直し 年月日			
	※高額療養費					
	備考 長時間訪問看護加算(特例) 2,600円 2日(5/15、17)、5,200円 1日(5/20)					